



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区設立認可申請の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） 1

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） 2
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

公安委員会事項

- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定・2件 4

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定 5
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し 5
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日等 5
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における政見放送を行うこととなる一般放送事業者等 6

告 示

沖縄県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、うるま市与勝地下ダム土地改良区の設立認可について、平成19年6月29日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業維持管理計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年7月11日から同年8月8日まで
- 3 縦覧に供する場所 うるま市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市から宮古島市西本島地区（市営基盤整備促進事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成19年7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年8月27日まで縦覧に供する。

平成19年 7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年 6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人共働団体とまり木
- 3 代表者の氏名 新垣賢昇
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市港川二丁目4番5-304号コートヴィレッジ浦添学園通り
- 5 定款に記載された目的 この法人は、児童施設や少年院等を退所したり等、愛情を得られず家庭や学校等に居場所のないこどもに、就学及び就労支援、居場所づくり等の活動を受ける機会を提供し、沖縄の受け継がれてきた大事な沖縄魂（ゆいまーる精神や命どう宝等）を、未来のこども達へつないでいくこと、この大事な沖縄魂を沖縄に再生させ、全国に発信していくことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年8月29日まで縦覧に供する。

平成19年 7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年 6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄知の風
- 3 代表者の氏名 島袋鉄男
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市大西一丁目20番地12
- 5 定款に記載された目的 この法人は、全国唯一である金融特区の存在と沖縄の地域特性を活かし、金融分野をはじめ社会全体が戦略的な経済振興を实践する上で必要となる「知」の育成に関する中核的母体を構築することによって、沖縄県内外のすべての法人および個人に対し、学術機関との連携を密にした高度な社会教育の場を提供し、「知」が集積する情報化された先端的まちづくりの推進を図りながら、グローバルな感覚とハイエンドな職業能力を有する人材を持続的に輩出することによって、地域経済の自立的発展に大きく寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成19年7月10日から同年11月10日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び読谷村建設経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成19年 7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成19年 5月31日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）イオン読谷ショッピングセンター 読谷村字古堅740番ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 琉球ジャスコ株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 栗本建三
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 琉球ジャスコ株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 栗本建三
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年 2月 1日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 8,800平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 630台

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び読谷村建設経済部商工観光課において縦覧に供する。)

(7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 45台

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び読谷村建設経済部商工観光課において縦覧に供する。)

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 240平方メートル

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び読谷村建設経済部商工観光課において縦覧に供する。)

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 100立方メートル

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び読谷村建設経済部商工観光課において縦覧に供する。)

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口4カ所、出口5カ所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び読谷村建設経済部商工観光課において縦覧に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエーしおぎシティ 糸満市潮崎町二丁目2番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 法第8条第1項の規定による糸満市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成19年7月10日から同年8月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年7月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年9月14日 沖縄県指令土第909号、平成19年6月27日 沖縄県指令土第609号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市美里4丁目1897番4ほか19筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市明道1丁目10番2号 有限会社明王 代表取締役 當山清哲

- 5 検査済証番号 平成19年7月2日 第2551号
 6 工事完了年月日 平成19年6月27日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第89号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成19年7月10日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	CR 嘉門達夫のたのしい昔話H-TX	7P033400	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目56番地 株式会社ニューギン	7P0334
ぱちんこ	CR 嘉門達夫のたのしい昔話N-KX	7P036100	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目56番地 株式会社ニューギン	7P0361
回胴	D51α	7S033000	東京都千代田区三崎町1丁目4番17号 株式会社タイヨー	7S0330

沖縄県公安委員会告示第90号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成19年7月10日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	CR それゆけエリちゃん	7P032100	愛知県名古屋市中村区見寄町125番地 株式会社タイヨーエレクトリック	7P0321
ぱちんこ	CR 奥さまは魔女ASX	7P046600	愛知県名古屋市中村区見寄町125番地 株式会社タイヨーエレクトリック	7P0466
ぱちんこ	CR 奥さまは魔女KSX	7P042300	愛知県名古屋市中村区見寄町125番地 株式会社タイヨーエレクトリック	7P0423
ぱちんこ	CR 弾球黙示録カイジ欲望XF2	7P043600	愛知県名古屋市中川区太平通1丁目3番地 株式会社高尾	7P0436
ぱちんこ	CR 弾球黙示録カイジ黒幕VF2	7P044800	愛知県名古屋市中川区太平通1丁目3番地 株式会社高尾	7P0448
ぱちんこ	CR ジュマンジG	7P036700	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事	7P0367
ぱちんこ	CR ジュマンジL	7P041600	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事	7P0416
ぱちんこ	CR A ジュマンジW	7P045300	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事	7P0453

			番4号 株式会社藤商事	
ばちんこ	CRA島倉千代子の千代姫七変化W	7P044900	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事	7P0449
ばちんこ	CRA嘉門達夫のたのしい昔話N-TX	7P043800	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目56番地 株式会社ニューギン	7P0438
ばちんこ	CRばちんこ仮面ライダー2WR85TF6	7P045100	愛知県名古屋市中区錦3丁目24番4号 京楽産業、株式会社	7P0451
回胴	シスタークエストX	7S039400	大阪府吹田市豊津町14番12号 株式会社SNKプレイモア	7S0394
回胴	ガンバレゲンキ1	7S038400	東京都台東区東上野1丁目19番6号 株式会社ヤーマ	7S0384
回胴	ハイサイネオ	7S010100	栃木県下野市駅東3丁目7番地1 株式会社トロージャン	7S0101
回胴	センゴクムソウG	7S035800	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社	7S0358
回胴	ヤマタイワールド	7S032200	大阪府大阪市北区本庄東1丁目1番10号 株式会社バルテック	7S0322

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

平成19年7月10日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

施設の名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
身体障害者更生施設ソフィア	糸満市字阿波根1021番地	平成19年6月27日

沖縄県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次の施設の指定を取り消した。

平成19年7月10日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

施設の名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
特別養護老人ホーム谷茶の丘、雅みやび	恩納村字谷茶1919番地7	平成19年6月21日

沖縄県選挙管理委員会告示第32号

平成19年7月29日執行予定の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100

号) 第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧期間を次のとおり定めた。

平成19年7月10日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成19年7月11日。ただし、年齢については平成19年7月29日
- 2 登録の日 平成19年7月11日
- 3 縦覧期間 平成19年7月12日

沖縄県選挙管理委員会告示第33号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、平成19年7月29日執行予定の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うこととなる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次のとおりである。

平成19年7月10日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

放送の種類	一般放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	琉球放送株式会社	1回
	沖縄テレビ放送株式会社	1回
	琉球朝日放送株式会社	1回
ラジオ放送	琉球放送株式会社	1回

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円